

# 一般社団法人九州計量士会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人九州計量士会（以下「本会」という。）と 称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を熊本市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、計量に関する知識の普及・啓発、計量に関する調査・研究及び計量法に基づく検定検査事業等を行うことにより、計量に関する知識及び技術の向上並びに計量管理の推進を図り、もって九州・沖縄の経済発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 計量に関する知識の普及・啓発
- (2) 計量に関する調査・研究
- (3) 計量に関する情報の収集及び提供
- (4) 計量に関する講演会、講習会等の開催
- (5) 計量関係功労者等の表彰
- (6) 関係行政機関及び関係団体との協調・連携
- (7) 計量器代検査に関する事業
- (8) 計量器検定業務事業
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(本会の構成員)

第5条 本会の構成員は正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 2 正会員は、九州各県内の計量士有資格者で、本会の趣旨に賛同して会員となったものとする。